

中根配水場浄水施設建設事業

設計・施工一括発注公募型プロポーザル募集要領

令和5年8月

野田市水道部

中根配水場浄水施設建設事業 設計・施工一括発注公募型プロポーザル募集要領

第1 プロポーザルの概要

1. はじめに

中根配水場浄水施設建設事業（以下「本建設事業」という。）は、別途工事にて新たに中根配水場敷地内に掘削する井戸の原水を浄水処理し、既設配水池へ水を供給するための施設建設を行うため、「公募型プロポーザル」を実施する。

2. 目的

民間事業者の技術力やノウハウを詳細設計に反映し、高い品質の確保、工期の短縮や建設コストの削減が期待できる「DB方式（設計・施工一括発注方式）」による性能発注を行うものである。

事業者の選定にあたっては、技術提案を受け、本市の意向を十分理解し、最も優れた技術提案を公募型プロポーザルにより幅広く求め、受託候補者を選定することを目的とする。

3. 本事業の概要

(1) 事業名

中根配水場浄水施設建設事業

(2) 事業場所

野田市中根 324 番地（野田市中根配水場敷地内）

(3) 施設概要

ア. 計画処理水量 $Q = \text{常時}2,000\text{m}^3/\text{日}$ 、非常時最大 $2,400\text{m}^3/\text{日}$

イ. 浄水処理方式

新設井戸水（別途工事にて建設）を原水とした除鉄・除マンガンろ過方式

(4) 事業内容

ア. 設計業務

(ア) 測量調査

設計・施工に必要な測量調査

(イ) 埋設物調査

施設竣工図を基に工事に影響が考えられる埋設物の位置確認のための調査

(ウ) 詳細設計

対象施設の詳細設計

(I) 設計に伴う各種申請書類等の作成

各種協議及び申請等の手続きに必要な書類を協議のうえ作成する。

イ. 施工監理業務

水道施設工事、機械設備・電気計装設備工事の施工監理

ウ. 建設工事

(ア) 水道施設工事

井戸ピット築造工事、着水井・ろ過ポンプ井築造工事、除鉄・除マンガンろ過機基礎築造工事、浄水池築造工事、場内配管工事、場内整備工事（駐車場）、管理施設築造工事

(イ) 機械設備・電気計装設備工事

取水ポンプ設備、ろ過ポンプ設備、除鉄・除マンガンろ過設備、逆洗ポンプ設備、送水ポンプ設備、塩素剤注入設備、制御盤・現場操作盤、水質計器等

(ウ) その他

要求水準書のとおり

エ. 上記の伴う法令等に基づく手続き等（関係部署との協議も含む。）

(4) 事業期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで。ただし、発注者の承認を得て前倒しすることができる。

(5) 提案上限額 金 576,388,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

4. 履行期間

履行期間は、事業契約の締結日から令和8年3月31日までの期間内で、かつプロポーザルに提出された事業工程表の完了期日までに本事業を完成させるものとする。

5. 事業スケジュール

事業スケジュールは、下表のとおり。

〈事業スケジュール表〉

時 期	内 容
令和6年2月	契約締結
令和6年2月～令和6年7月	詳細設計期間
令和6年6月～令和7年7月	施設建設工事期間
令和7年5月～令和7年8月	試運転・水処理施設供用開始
令和7年5月～令和8年3月	場内整備等建設工事期間

6. 受託候補者等の選定方法

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）から、本要領等に基づき提出された技術提案書等の書類を「中根配水場浄水施設建設事業設計・施工一括発注公募型プロポーザルに関するプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査・選出し、水道事業管理者及び水道部管理職で構成される機関（以下「選定機関」という。）において、本建設事業の受注候補者及び次順位候補者を選定する。

7. 審査委員会

委員会の委員は、別に定める「中根配水場浄水施設建設事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル審査委員会設置要領」によるものとする。

8. 留意事項

本建設事業に伴い以下の点について留意する。

- (1) 各施設が稼働中であり、配水を停止できない状況での作業となるため、既存施設の運用に影響のないように実施すること。
- (2) 別途工事である井戸新設工事と、工程や工事内容等について、綿密に打合せ・調整を行い、双方の工事に影響のないようにすること。
- (3) 各設備機器については、非常時（断水を含む）を想定したバックアップ施設として対応できるよう実施すること。
- (4) 想定されるリスク分担は下表のとおりとする。

リスク分担表

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			市	事業者
共通	計画変更	市の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	近隣対応	本件施設の設置そのものに対する住民反対運動	○	
		上記以外のもの		○
	関係機関対応	関係行政機関等との調整	△	○
	第三者賠償	調査、建設において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更	本件事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外のもの		○
	物価変動	急激な物価変動	○	
事故発生	設計、建設において発生する事故		○	
不可抗力	災害の発生、暴動等の不可効力による費用の増大、計画遅延、中止等	○	△	

設計 段階	測量	市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
	地質調査	事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
	設計	設計不備によるもの		○
	建設着工遅延	市の指示、変更によるもの	○	
上記以外の要因によるもの			○	
建設 段階	工程管理	工期・工程の制約・変更への対応（工法変更等含む）		○
	工事費増大	市の指示、変更による工事費増大	○	
		上記以外の要因によるもの（物価変動除く）		○
	工事遅延	市の指示、変更による工事遅延、未完工による供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	工法	予見不可能な技術工法等の欠陥		○
性能	要求水準書の不適合（施工不良を含む）		○	

(○：主負担、△：従負担)

第2 参加者に関する事項

1. 参加者の構成

- (1) 参加者は、複数の構成員からなる任意に結成された連合体（以下「企業連合」という。）とする。なお、企業連合の代表者を選定し水道部に届けること。
- (2) 企業連合の構成は、下表のとおりとする。

	構成員 1	構成員 2	構成員 3
a	・建設工事（水道施設工事、機械・電気計装設備工事）を担当する複数の者	・設計、施工監理業務を担当する1者	
b	・建設工事（水道施設工事、機械・電気計装設備工事）を担当する複数の者	・設計業務を担当する1者	・施工監理業務を担当する1者

- (3) 企業連合の構成員は、他の企業連合の構成員として本プロポーザルに参加することはできない。また、構成員と資本関係又は人的関係がある事業者についても、他の企業連合の構成員になることはできない。
- (4) 企業連合の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。
- ア. 建設工事を担当する者のうち1者以上が野田市内に主たる営業所を有する者とする。
- イ. 「2. 参加者の資格要件」を全て満たすこと。

2. 参加者の資格要件

参加者は、本建設事業に係る設計及び建設の各業務を行うものとして、以下の条件をすべて満たすものでなければならない。

(1) 一般事項に関する資格要件

プロポーザルに参加する資格を有する者は、この公告の日から契約締結の日まで次の要件を全て満たす者とする。

- ア. 野田市入札参加資格業者名簿に登載されている者。
- イ. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。
- ウ. 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、当該事実があった日から 3 年を経過している者。
- エ. 野田市水道事業建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成 5 年 7 月 28 日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者。
- オ. 野田市水道事業建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 12 年 5 月 11 日制定）に基づく指名除外を受けていない者。
- カ. 手形交換所により取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから 2 年間が経過している者。
- キ. 入札日前 6 月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者。
- ク. 次の法律の規定による申し立てがなされていない者。
 - (ア) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者。
 - (イ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者。
- ケ. 法人税もしくは消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。
- コ. 野田市に未納の税額がないこと。

(2) 設計業務に関する要件

設計を担当する者は、次の要件のすべてを満たすこと。

- ア. 野田市入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント）に登載されている者。
- イ. 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示 717 号）に基づく登録部門「上水道及び工業用水道」の登録がある者。
- ウ. 設計業務を委託する場合、当該設計業務を行う事業者は建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- エ. 受注者は、以下の技術者を配置しなければならない。

(ア) 管理技術者

- a 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定める技術士（総合技術監理部門：上水道及び工業用水道）または技術士（上下水道部門：上下水道一般並びに上水道及

び工業用水道)のいずれかの資格を有する者。

- b 水道施設、機械設備及び電気設備の各担当管理技術者を1名配置すること。
- c 参加資格確認申請時以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とし、在籍出向社員・派遣社員の配置は認めない。
- d 日本国内において、過去に上水道施設設計業務において、元請として従事した実績を有すること。
- e 密接な関係のある同一または10km程度までの近接した場所の管理技術者の兼務を認める。

(イ)照査技術者

- a 技術士法(昭和58年法律第25号)に定める技術士(総合技術監理部門:上水道及び工業用水道)または技術士(上下水道部門:上下水道一般並びに上水道及び工業用水道)またはRCCM(上水道及び工業用水道)のいずれかの資格を有する者。
- b 参加資格確認申請時以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とし、在籍出向社員・派遣社員の配置は認めない。
- c 管理技術者との兼務は認めない。

(3)施工監理業務に関する要件

施工監理を担当する者は、次の要件のすべてを満たすこと。

- ア. 野田市入札参加資格業者名簿(測量・建設コンサルタント)に登載されている者。
- イ. 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示717号)に基づく登録部門「上水道及び工業用水道」の登録がある者。
- ウ. 受注者は、以下の技術者を配置しなければならない。

(ア)主任工事監理者

- a 技術士法(昭和58年法律第25号)に定める技術士(総合技術監理部門:上水道及び工業用水道)または技術士(上下水道部門:上下水道一般並びに上水道及び工業用水道)またはRCCM(上水道及び工業用水道)のいずれかの資格を有する者。
- b 参加資格確認申請時以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とし、在籍出向社員・派遣社員の配置は認めない。
- c 設計業務の管理技術者及び照査技術者との兼務は認めない。

(イ)工事監理者

- a 1級建築施工管理技士又は1級土木施工管理技士の資格を有する者。
- b 参加資格確認申請時以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とし、在籍出向社員・派遣社員の配置は認めない。

(4) 建設工事に関する要件

建設工事を担当する者は、次の要件をすべて満たすこと。

- ア. 各構成員は野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）の「水道施設工事」「機械器具設置工事」「電気工事」のいずれかに登載されている者。
- イ. 各構成員は建設業法に規定する「水道施設工事」「機械器具設置工事」「電気工事」のいずれかの特定建設業許可を受けている者。

ウ. 施工実績

- (7) 機械設備及び電気設備工事は国内において、過去に元請として処理水量 2,000 m³/日以上を除鉄・除マンガンろ過設備設置工事の実績（工事が完成し、引渡しが完了したもの）を有すること（企業連合は構成員の実績でも可）。

エ. 監理技術者の配置

- (7) 建設工事の期間中、「水道施設工事」「機械設備及び電気設備工事」に係る専任の監理技術者を配置すること。

- (4) 各監理技術者は以下の資格を有すること。

担当	資格
水道施設工事	監理技術者（水道施設工事）
機械設備及び電気設備工事	監理技術者（機械器具設置工事）または（電気工事）

- (4) 参加資格確認申請時以前に 3 箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とし、在籍出向社員・派遣社員の配置は認めない。

オ. 専門技術者の配置

専門工事を委託する場合は、建設業法に基づき適正に専門技術者等の配置を行うこと。

(5) 現場代理人の要件

- ア. 1 級土木施工管理技士の資格を有する者であること。
- イ. 本契約期間をとおして、当該工事に常駐できる者。
- ウ. 参加資格確認申請時以前に 3 箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とし、在籍出向社員・派遣社員の配置は認めない。

(6) 監理技術者の変更

監理技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合、工事工程上技術者の交代が合理的な場合などにおいて、発注者と協議合意がなされた場合には監理技術者の途中交代を行うことができる。

(7) 失格の要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となることがある。

- ア. 中根配水場浄水施設建設事業に関するプロポーザル審査委員会又は事務局関係者に、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合。

- イ. 審査の公平性に影響を与える行為があったとプロポーザル審査委員会が認めた場合。
- ウ. 本募集要領の規定に違反した場合。
- エ. 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合。
 - (ア) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
 - (イ) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合。
 - (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - (エ) 虚偽の記載があるもの。（契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。）

3. 参加資格確認等

(1) 参加資格確認

前記「2. 参加者の資格要件」に示す参加者の資格要件について、参加申請書類により審査を行い、参加資格審査結果通知により参加申請者に参加資格の有無について通知する。

(2) 参加者が参加資格を喪失した場合の扱い

- ア. 参加申請時の翌日から技術提案書の提出までの間、参加者が参加資格を欠くに至った場合、当該参加者はプレゼンテーションに参加することができない。
- イ. 技術提案書の提出の翌日から事業者決定の日までの間、参加者が参加資格を欠くに至った場合、当該参加者は失格とする。

第3 スケジュール

スケジュールは、下表のとおり。

項目	日程	
募集要領の公表	令和5年8月1日(火)	一 次 審 査
募集要領に関する質問の受付	令和5年8月21日(月)～8月25日(金)	
募集要領に関する質問の回答公表	令和5年9月1日(金)	
参加表明書の受付	令和5年9月25日(月)～9月29日(金)	
参加資格審査結果の通知	令和5年10月6日(金)	
資料の貸出及び現地説明	令和5年10月16日(月)～10月20日(金)	二 次 審 査
技術提案書に関する質問の受付	令和5年11月6日(月)～11月10日(金)	
技術提案書に関する質問の回答	令和5年11月17日(金)	
技術提案書の受付	令和5年12月21日(木)～12月27日(水)	
技術提案書の審査	令和6年1月9日(火)～1月12日(金)	
プレゼンテーションの実施	令和6年1月15日(月)～1月19日(金)	
最優秀技術提案書提出者の選定	令和6年1月下旬	
見積書提出・事業者決定(契約締結)	令和6年2月上旬	
設計開始	令和6年2月中旬	
建設開始	令和6年6月上旬	

上記スケジュールは変更となる場合がある。

第4 参加表明書等の提出

1. 参加表明書、参加資格確認申請書の提出

参加者は、参加表明書(様式3)とともに、参加資格確認申請書(様式6)等を以下のとおり提出すること。

(1) 提出期間

令和5年9月25日(月)から令和5年9月29日(金)まで(9時から17時まで、ただし12時から13時までを除く)

(2) 提出方法

野田市水道部 工務課浄水係 宛てに持参により提出すること。郵送、FAX、電子メールによる提出は認めない。

(3) 提出書類

参加申請時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
参加表明書	様式 3	必要事項を漏れなく記入すること
委任状	様式 4	必要事項を漏れなく記入すること
企業連合役割分担表	様式 5	必要事項を漏れなく記入すること
参加資格確認申請書	様式 6	必要事項を漏れなく記入すること
現場代理人調書	様式 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業期間中に現場代理人として配置する予定の者を提出すること ・ 現場代理人の有する資格を証明する書類の写しを添付すること ・ 現場代理人の雇用を証明する書類の写しを添付すること
現場代理人施工実績調書	様式 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場代理人の施工実績を証明する書類を添付すること
配置予定技術者調書	様式 9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計業務期間に管理技術者、照査技術者、施工監理業務期間に主任工事監理者、工事監理者、建設工事期間に監理技術者、専門技術者として配置する予定の者を提出すること ・ 配置予定技術者の有する資格を証明する書類の写しを添付すること ・ 配置予定者の雇用を証明する書類の写しを添付すること ・ 監理技術者の施工実績を証明する書類を添付すること
登記簿謄本		募集要領の公表日以降に交付されたもの
会社概要		最新のもの
定款		最新のもの
法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書		直近 1 年度分の納税証明書「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明書の原本を提出
市県民税、固定資産税に係る納税証明書		野田市に納税義務がある場合

特定建設業の許可を受けていることを証明する書類		写し
経営事項審査に基づく総合評定値通知書		写し(最新のものを提出すること)
施工実績が確認できる書類		写し(コリンズの写し等)
建設コンサルタントの登録を行っていることを確認できる書類証明書		写し(設計業務を委託する場合は、当該委託業者の証明書)
一級建築士事務所の登録を行っていることを確認できる書類		写し(設計業務を委託する場合のみ)

(4) 提出部数

- ア. 参加表明書(様式3) 1部
- イ. その他の書類 正1部、副13部
- ウ. サイズはA4版縦長横書き左綴じとし、A3版を使用する場合はA4版に折り綴じとする。提出書類は、ファイル綴じ込みにより項目別インデックスを添付し前記の順に編纂すること。

2. 募集要領に関する質問の受付及び回答

募集要領の内容に対して質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

(1) 提出期間

令和5年8月21日(月)から令和5年8月25日(金)まで(9時から17時まで、ただし12時から13時までを除く)

(2) 提出方法

募集要領に関する質問書(様式1)に必要な事項を記入し電子メールにて事務局へ提出すること。その他の方法による質問は受け付けない。着信確認は送信者の責任において行うこと。また、二次審査となる技術提案書の内容についての質問は、この期間では受け付けない。

(3) 募集要領に関する質問への回答

募集要領に関する質問への回答は、質問回答書としてとりまとめ、令和5年9月1日(金)に野田市水道部公式ホームページにおいて公表する。

なお、回答の公表にあたっては、質問者を匿名化する。

3. 参加資格審査結果の通知

参加資格の確認結果は、令和5年10月6日(金)までに参加者に対して書面により通知する。この場合において、参加資格がないと認めた参加者に対しては、その理由を付記して郵送にて通知する。

4. 技術提案書類の提出

参加資格の確認を受けた者は、技術提案書類を以下のとおり提出すること。

なお、提出期限以降は、提出書類の差替え及び再提出は認めない。

(1) 提出期間

令和5年12月21日（木）から令和5年12月27日（水）まで（9時から17時まで、ただし12時から13時までを除く）

(2) 提出方法

野田市水道部 工務課浄水係 宛てに持参により提出すること。郵送、FAX、電子メールによる提出は認めない。

(3) 提出書類

技術提案書類一覧

提出書類	様式	作成要領等
技術提案書類提出届	様式 12	必要事項を漏れなく記載すること
提案価格書	様式 13	必要事項を漏れなく記載すること
提案価格内訳書	様式 14	必要事項を漏れなく記載すること
技術提案書	様式 15	社名を記入すること
技術提案概要	様式 16	本事業の設計・建設・施工監理に対する提案内容の詳細を記述すること
土木・建築施設計画	様式 17	各種工事の施工に対する提案内容の詳細を記述すること
機械設備計画	様式 18	各種工事の施工に対する提案内容の詳細を記述すること
電気計装設備計画	様式 19	各種工事の施工に対する提案内容の詳細を記述すること
施工監理計画	様式 20	各工事に対する施工監理について提案内容の詳細を記述すること
設備維持管理計画	様式 21	計画内容の詳細を記述すること

(4) 提出部数

ア. 技術提案書類提出届（様式 12） 1 部

イ. その他の書類 正 1 部、副 1 3 部

ウ. サイズは A 4 版縦長横書き左綴じとし、A 3 版を使用する場合は A 4 版に折り綴じとする。提出書類は、ファイル綴じ込みにより項目別インデックスを添付し前記の順に編纂すること。

(5) 技術提案書作成要領

提出書類は、次の事項に留意して作成すること。

- ア. 原則として横書きで記載すること。
- イ. 使用する文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。ただし、図表中の文字サイズについてはこの限りではない。
- ウ. ワード形式またはエクセル形式により作成することを基本とするただし、提出書類に添付する図表及び図面については、この限りではない。
- エ. 各様式中に示された指示に従うこと。
- オ. 文字数については、特に制限しない。
- カ. 参加業者名が特定されるような名称、マーク等記載を行わないこと。

5. 資料貸出及び現地説明

参加者に対して、以下のとおり資料貸出及び現地説明の期間を設ける。希望者は所定の手続きにより事前に申し込むこと。

(1) 実施期間

令和 5 年 10 月 16 日（月）から令和 5 年 10 月 20 日（金）までの期間において、希望する者の日時を参考に水道部が調整した日とする。

(2) 実施場所

野田市中根 324 番地 野田市中根配水場敷地内

(3) 申込方法

資料貸出及び現地説明申込書（様式 2）に必要事項を記入し電子メールにより「本事業に関する問い合わせ先」宛に申し込むこと。その他の方法による申込みは認めない。電子メールの件名は「施設調査及び資料貸出申込み」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。

(4) 申込期限

令和 5 年 10 月 10 日（火）から令和 5 年 10 月 13 日（金）まで（9 時から 17 時まで、ただし 12 時から 13 時までを除く）

(5) 貸出資料

貸出可能な資料は表 4 のとおりである。

表 4 貸出資料リスト

番号	資料名称
1	建設用地測量図
2	地質調査資料
3	既存施設竣工図
4	既設非常用井戸原水水質
5	新設井戸に関する資料（別途、発注工事の図面）

6. 技術提案書類に関する質問の受付及び回答

- (1) 技術提案書類の内容に対して質問がある場合は、以下のとおり提出すること。
- (2) 提出期間
令和5年11月6日（月）から令和5年11月10日（金）まで（9時から17時まで、ただし12時から13時までを除く）
- (3) 提出方法
技術提案書類に関する質問書（様式10）に必要事項を記入し電子メールにて事務局へ提出すること。その他の方法による質問は受け付けない。着信確認は送信者の責任において行うこと。
- (4) 技術提案書類に関する質問への回答
技術提案書類に関する質問への回答は、質問回答書としてとりまとめ、技術提案書類提出予定者全員に対し、令和5年11月17日（金）に電子メールにて回答する。

7. プロポーザルの辞退

参加表明書（様式3）の提出以降、書類の提出期間まで随時、参加を辞退することができる。プロポーザルを辞退する場合は、令和5年12月27日（水）までに提案辞退届（様式11）を野田市水道部 工務課浄水係 宛てに持参により提出すること。

8. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

「参加資格確認結果の通知」で参加資格ありと認められた参加者によるプレゼンテーションを実施する。

- (1) プレゼンテーションの内容は技術提案書記載事項のみとし記載されていない事項を公表してはならない。
- (2) プレゼンテーションの発表にあたっては、事業内容をよく理解し事業実施に携わる者が出席すること。なお、出席者の人数は会場の関係上、制限する場合がある。
- (3) 参加者の機器持込によるパワーポイント等の使用を認める。
なお、プレゼンテーションに必要な機材等は全て参加者において用意すること。
- (4) プレゼンテーションの日時、場所等の詳細については、事前に参加者に郵送にて通知する。
- (5) プレゼンテーションの時間は40分以内（機材の設置・片付け、質問時間は除く）とする。
- (6) プレゼンテーションに参加しない参加者は失格とする。
- (7) 天災等社会情勢によりプレゼンテーション実施方法等に変更の必要が生じた場合参加者は指示に従うものとする。

第5 審査及び受託候補者等の選定に関する事項

1. 選定手続き

本建設事業の受託候補者等を選定する手続きは以下のとおり実施する。

(1) 一次審査

一次審査は、事務局にて参加者の構成及び資格要件の適格審査を行う。

(2) 二次審査

審査委員会による二次審査は、技術提案書及び技術提案資料並びにプレゼンテーション、ヒアリングによる審査委員の評価を踏まえ、一定の基準以上であるもののうち評価合計点の上位2者を選出する。

なお、一定の基準とは「技術評価基準書」に定める最低基準点とする。

また、プレゼンテーションに出席しない場合は、失格とする。

(3) 受託候補者等の選定

ア. 受託候補者等の選定は、審査委員会の評価を踏まえ選定機関において協議し、受託候補者及び次順位候補者を選定する。

イ. 水道部は、受託候補者と契約交渉を行うものとし、その者と交渉が整わない場合、次順位候補者と交渉を行うものとする。

ウ. 応募者が1者の場合においても一次審査及び二次審査を行い、基準を満たした場合は、その者を受託候補者として選定し、契約交渉を行う。

2. 審査結果の公表

選定結果は野田市水道部公式ホームページにおいて公表するほか、参加者すべてに書面にて通知する。また、審査結果等についての問い合わせ、異議申し立てには一切応じない。

3. 評価内容の担保

施工の実施に関しては、技術提案内容を満たす施工を行うものとする。

事業者の責により提案内容を満たす施工が行われなない場合は、事業者の責任において事業者が再度施工を行う。

また、再度の施工が困難、あるいは合理的でない場合は、水道事業管理者が事業者に対し、契約金の減額、損害賠償の請求等を行う。

第6 契約に関する事項

1. 契約交渉

受託候補者と業務に係る随意契約の見積書徴取等の契約交渉を行うものとする。ただし、受託候補者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となったときには、次順位候補者を契約交渉、見積書徴取の相手方とする。

2. 契約の締結

(1) 契約の締結

契約する業務は、設計業務、施工監理業務及び建設工事とする。なお、建設工事は水道施設工事、機械設備、電気計装設備工事の業務区分により分離して契約することができる。(ただし、契約相手方は企業連合の代表又は構成員とする。)

(2) 契約期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

(3) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 契約保証金

野田市水道事業会計規程第114条第2号の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の額とする。

(5) 前払い金等

前払い金等については「野田市公共工事の前払金等に関する取扱要領」に準ずる。

(6) 工事請負契約については、野田市公契約条例第4条第1号に規定する公契約に該当するため、条例に基づく必要な事務手続を行うこと。

「公契約条例に係る特記事項」及び「公契約条例の手引き」を参照のこと。

3. 契約の変更

(1) 契約額の変更

契約額の変更は、原則として行わない。ただし、予想外の湧水発生、予見不可能な軟弱地盤の判明、不明な地下埋設物の判明、災害の発生（地震、豪雨、豪雪等）、関係法令の改正、物価変動が生じた場合は、市と受注者が協議の上対応するものとする。

(2) 完成期限の変更

完成期限の変更は、原則として行わない。ただし、予見不可能な事象（災害の発生等）により受注者の責に帰することができない場合は、市と受注者が協議の上対応するものとする。

第7 その他の事項

1. 公正な公募の確保

提出書類の提出にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

2. プロポーザル参加にあたっての費用負担

プロポーザル参加にあたっての費用は、すべて参加者の負担とする。

3. 使用言語及び単位

提出書類は日本語で記載し、使用する単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。また、通貨単位は円に限る。

4. 提出書類の扱い

(1) 著作権

参加者から提出された提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、水道部は、本事業の公表時及びその他水道部が必要と認めるときには、提案書類の全部または一部を無償で使用できるものとする。

(2) 提出書類の返却

プロポーザル参加希望者またはプロポーザル参加者から提出された資料は返却しない。

(3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事手法、工事材料及び施工方法等を使用したことにより生じる責任は、原則として提案を行った参加者が負う。

5. 本事業に関する問い合わせ先

〒278-0031 野田市中根 324 番地

野田市水道部 工務課 浄水係

電話：04-7124-5146

電子メール：suidoubu-1@mail.city.noda.chiba.jp